

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 宮崎県
農業委員会名： 椎葉村農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

Table with 2 columns: Category, 農家数(戸). Rows include 総農家数 (503), 自給的農家数 (204), 販売農家数 (299), 主業農家数 (72), 準主業農家数 (56), 副業的農家数 (171).

※ 農林業センサスに基づいて記入。

Table with 2 columns: Category, 農業者数(人). Rows include 農業就業者数 (439), 女性 (199), 40代以下 (32).

※ 農林業センサスに基づいて記入。

Table with 2 columns: Category, 経営数(経営). Rows include 認定農業者 (43), 基本構想水準到達者 (-), 認定新規就農者 (2), 農業参入法人 (1), 集落営農経営 (1), 特定農業団体 (0), 集落営農組織 (1).

※農業委員会調べ

単位:ha

Table with 7 columns: Category, 田, 畑 (普通畑, 樹園地, 牧草畑), 計. Rows include 耕地面積, 経営耕地面積, 遊休農地面積, 農地台帳面積.

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

Table with 9 columns: Category, 選挙委員 (定数, 実数), 選任委員 (農協推薦, 共済推薦, 土地改良推薦, 議会推薦, 計), 合計. Rows include 農業委員数, 認定農業者, 女性, 40代以下.

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

Table with 3 columns: Category, 定数, 実数. Rows include 農業委員数, 認定農業者, 認定農業者に準ずる者, 女性, 40代以下, 中立委員.

Table with 4 columns: Category, 定数, 実数, 地区数. Row includes 農地利用最適化推進委員.

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---|-----------|-------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 336ha | 19.1ha | 5.68% |
| 課 題 | 傾斜地に農地が点在しているため効率的な農地の集積がむずかしい。また、過疎高齢化により、担い手不足が深刻である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 集積面積 20.16ha (うち新規集積面積 2.0 ha) |
| | 目標設定の考え方: 集積率6パーセントを達成する。 |
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> 円滑な権利移動ができるよう、農業座談会等の集会の場を活用し、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を図る 7月～11月 農地利用状況調査に基づく利用集積可能農地の掘り起こし 11月～2月 担い手への農地の利用集積に向け、あっせん活動を実施。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|---|--------------------|--------------------|
| 新規参入の状況 | 28年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 |
| | 1経営体 | 0経営体 | 1経営体 |
| | 28年度新規参入者が取得した農地面積 | 29年度新規参入者が取得した農地面積 | 30年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0.2ha | 0ha | 0.2ha |
| 課 題 | 新規参入希望者が非常に少ない。 新規就農者の定着に向けた、住宅・農地の確保が困難である。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|-------|
| 参入目標数 | 2経営体 | 参入目標面積 | 0.6ha |
| 活動計画 | 令和元年度は、地域再生法に基づく「まち・ひと・しごと創生事業」と連携した取り組みにより新規就農希望者が1人見込まれる。また、親元から独立して新たな農業経営を目指す希望者による営農開始が見込まれているので、スムーズな営農開始ができるようサポートを行っていく。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---|-----------|-------------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 336ha | 2.8ha | 0.83% |
| 課 題 | 農家の高齢化により管理できない農地が増えている。ほとんどが農地の改良が行われていないために機械の入りにくい農地であり、誰かに貸して耕作してほしいという意向はあるものの、あっせんに適さない場合が多い。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | |
|---------|--|---|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 0.5 ha | | |
| | 目標設定の考え方: 今年度新たに把握する遊休農地を加えても、30年度比で50アール減少するように努める。 | | |
| 活 動 計 画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 15 人 | 4月～11月 | 11月 |
| | 調査方法 | 農地調査員が通年を通し図面調査、現地調査を行うほか、調査期間を定め、農業委員10人農地利用最適化推進委員4人を中心に農政担当職員も協力して、村内全域の現地調査を行う。 | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 11月 | 11月～2月 | |
| その他 | 村独自で実施している農作業受託事業も活用しながら遊休農地の解消を図る。 | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|--------------------|---|-----------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 336ha | 0.04ha |
| 課 題 | 所有者に農地法の理解が十分でないので、今後は様々な会合の場を利用して農地法に関する周知が必要である | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 農地法に関するパンフレットを配布して村民全体に啓発する(1回)。期間を決めた農地パトロールの際に農家を訪問して啓発する(9月)。各地区で実施する営農座談会を利用して農地法について周知する。 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入